

平成21年度の道路整備財源の確保について

「道路特定財源等に関する基本方針」（平成20年5月13日 閣議決定）により、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化が決定されて以来、地方が必要とする道路整備が引き続き着実に実施できるよう、これまで以上の額を「地方枠」として確保すること等について、再三にわたり政府・与党に要請してきた。

これに対し、本日発表された平成21年度予算の財務省原案では、道路整備に係る国から地方への補助金・交付金として、1兆円規模の「地域活力基盤創造交付金（仮称）」の創設を含め、平成20年度並みの予算が確保された。

この点については、景気後退により税収が大幅に落ち込む中、地方における道路整備の必要性や深刻な財政危機に国として配慮したものと評価している。

他方、基幹道路等の整備のための直轄事業の予算が削減されている点については、特に未整備区間を多く残している地域にとっては懸念が残る。

このため、下記の事項について政府・与党に強く求めるものである。

記

- 1 「地域活力基盤創造交付金（仮称）」の具体的な制度設計に際しては、引き続き地方の意見を採り入れ、道路整備が遅れている地域へ配慮した形での配分額決定の枠組みとするとともに、地方自治体が活用しやすい、自由度の高い仕組みとすること
- 2 来年の通常国会に上程される平成21年度予算案等については、その審議に全力を尽くし、地方に混乱を来すことのないよう、今年度内に成立させること
- 3 幹線道路ネットワークについては、「経済緊急対応予備費」（1兆円）の活用も含め、着実な整備が可能となるよう措置すること

平成20年12月20日

全国知事会 道路財源対策本部長

大分県知事 広瀬 勝貞

道路特定財源の一般財源化に関する政府・与党合意について

道路特定財源の一般財源化について、本日、政府・与党合意がとりまとめられました。

この合意の中で、従来の地方道路整備臨時交付金に代わるものとして、道路を中心に関連する他のインフラ整備や関連するソフト事業にも地方の実情に応じて使用できる1兆円程度の「地域活力基盤創造交付金（仮称）」の創設が位置づけられました。

この新交付金は、道路特定財源の一般財源化に関する全国知事会の提言が採り入れられた内容となっており、地方としても評価できるものと考えています。その上で、今後の平成21年度予算編成に向けた本合意の具体化にあたっては、下記に留意するよう、引き続き、政府・与党に要請します。

記

- 1 地方の危機的な財政状況を改善するためには、地方交付税の復元が不可欠であり、新交付金とは別に、地方が自由に使える財源として、地方交付税を1兆円増額確保すること。
- 2 道路整備に関し、補助事業を含め3.4兆円以上の財源を「地方枠」として確実に確保すること。
- 3 新交付金の具体的な制度設計に際しては、
 - ① これまで道路整備が遅れている地域への配慮を含め、各地方自治体においてこれまで計画してきた道路整備を着実に推進できるようにすること
 - ② ソフト事業を含め新たに対象とする分野については、地方自治体の意見も聴き、真に地域の活性化に資する内容とするとともに、地方自治体が活用しやすい、自由度の高い仕組みとすること
 - ③ 配分額決定の枠組みについては、道路の未改良率等の客観的指標を用いることをはじめ地方の意見を反映し、結果についても検証可能なものとする

平成20年12月8日

全国知事会 道路財源対策本部長

大分県知事 広瀬 勝貞